亀山市告示第60号

亀山市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、医療機関等において妊婦一般健康診査(以下「妊婦健診」という。) を受診した多胎児を妊娠している妊婦(以下「多胎妊婦」という。)に対し、これに 要した費用の一部を助成することにより、多胎妊婦の健康管理の充実及び経済的負担 の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「医療機関等」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第 192号)第36条第3項に規定する保険医療機関又は医療法(昭和23年法律第 205号)第2条に規定する助産所をいう。

(助成金の名称)

第3条 この告示により交付する助成金は、亀山市多胎妊婦健康診査費用助成金(以下「助成金」という。)という。

(助成対象者)

第4条 助成の対象者は、医療機関等において妊婦健診を受診した多胎妊婦であって、 当該妊婦健診を受診した日において市内に住所を有するものとする。

(助成の対象となる妊婦健診の内容)

第5条 助成の対象は、国が示す標準的な妊婦健診の14回を超えて多胎妊婦に行われた妊婦健診で医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等をいう。)による療養及び医療の給付が行われないものする。

(助成金の額及び交付回数)

第6条 助成金の額は、妊婦健診に要した費用の額とする。ただし、1回につき5,

- 000円を限度とする。
- 2 助成金の交付回数は、1の出産につき5回を限度とする。 (助成金の交付請求)
- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、多胎妊婦健康診査費用助成金交付請求書 (別記様式)に次に掲げる書類を添付して、妊婦健診を受診した日の属する年度の末 日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 妊婦健診を受けた医療機関等が発行する領収書(当該妊婦健診に要した費用の額が確認できるもの)
 - (2) 母子健康手帳の一部の写し(多胎妊娠及び妊婦健診結果が確認できるもの) (助成金の交付)
- 第8条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に受診した妊婦健診について適用する。

多胎妊婦健康診查費用助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

請求者 郵便番号 〒 住 所 亀山市 フリガナ 氏 名 ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。 電話番号 ()

次のとおり、医療機関等で妊婦一般健康診査を受診しましたので、助成金を交付された く請求します。なお、この請求に関し、住所、受診状況等必要な調査を行うことを承諾し ます。

1	請求額	T.	1
1	1月 小印	·	J

2 請求額等の明細 ※太線の枠内のみ記載

受診回	受診日			健康診査料金	受診医療機関等	助成額
1 回	年	月 日		円		円
2 回	年	月	日	円		円
3 回	年	月	日	円		円
4 回	年	月	日	円		円
5 回	年	月	日	円		円
					助成額合計(請求額)	円

3 振込先 ※請求者が口座名義人のもの

振			銀行 農協 信用金庫	支店 支所
込	普通 •	当座	口座番号	
先	フリガナ			
元	口座名義人			

添付書類

- 1 医療機関等が発行する領収書(妊婦健診に要した費用の額が確認できるもの)
- 2 母子健康手帳の一部の写し(多胎妊娠及び妊婦健診結果が確認できるページ)